

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

平成 30 年 4 月 1 日

株式会社 S E I プロスタッフス

住友電気工業株式会社

平成 30 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
株式会社 S E I プロスタッフス
代表取締役 麻植 和男



大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友電気工業株式会社
代表取締役 井上 治



株式会社 S E I プロスタッフス（以下、「甲」といいます。）と住友電気工業株式会社（以下、「乙」といいます。）とは、甲乙間において平成 30 年 2 月 5 日付で締結した吸収分割契約書（以下、「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、平成 30 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲の経理に関する事務処理業務の受託、経理事務に関する調査、分析、コンサルティング業務の受託、不動産の売買、管理、賃貸借および仲介、不動産、設備等の財産管理業務の受託、前各号に付帯関連し、またはこれを助成する一切の事業に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に規定する事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日

平成 30 年 4 月 1 日

2. 甲における法定手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続について

甲の株主は乙のみであり、同条に基づき本件分割をやめることを請求した甲の株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続について

甲の株主は乙のみであり、同条に基づき株式買取請求をした甲の株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続について

甲においては、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続について

本件分割に基づく乙による甲からの債務の承継については、重疊的（併存的）債務引受けの方法によったため、会社法第 789 条第 1 項第 2 号の規定に該当する甲の債権者はおらず、

会社法第 789 条第 2 項に規定する公告及び催告は行っておりません。

3. 乙における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続について

本件分割は、会社法第 796 条の 2 但書に定める場合（簡易吸収分割）に該当することから、乙の株主は、本件分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続について

本件分割は、会社法第 797 条第 1 項但書に定める場合（簡易吸収分割）に該当することから、乙の株主に株式買取請求権は認められておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続について

乙は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 2 月 6 日付の官報及び電子公告により乙の債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により乙が甲から承継した重要な権利義務に関する事項

乙は、平成 30 年 4 月 1 日をもって、甲から、本吸収分割契約書に記載された、資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。乙が甲から承継した、資産の額及び負債の額はともに 350 百万円（推定値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

平成 30 年 4 月 3 日（予定）

6. その他本件分割に関する重要な事項

(1) 本件分割の対価

乙は甲の発行済株式の全部を保有するため、本件分割に際して、乙は甲に株式その他の金銭等を交付しておりません。

(2) 乙の資本金及び資本準備金

本件分割による乙の資本金及び資本準備金の額の変動はありません。

以 上

